

**3. RD最終処分場問題対策委員会
委員会報告（答申）＜素案＞に対する
委員ご意見**

〔第13回対策委員会〕

平成20年 3月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

目 次

池田委員	1
乾澤委員	3
尾崎委員	5
梶山委員	7
木村委員	14
島田委員	16
竹口委員	17
田村委員	18
當座委員	20
早川委員	31
樋口委員	34

池田委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
	全体に係わること	委員長の役割 「はじめに」も含めてすべて事務局が作成されたことが信じられません。本委員会は、通常の審議会とは異なり、委員それぞれがより主体的に関与する必要があります。ただし、資料的な部分 や については、叩き台を事務局が作成されることはかまわないと思います。 構成案等については、あらかじめ委員長あるいは委員会に諮る必要があると思います。
p 1	はじめに	処分場の生活環境保全上の支障またはそのおそれ <u>処分場に由来する過去及び現状の生活環境保全上の支障並びに、将来想定される支障のおそれ</u>
p 2	RD処分場問題について	この部分はこれから経緯等が整理されて記載されると思いますが、すでに提出されている検証委員会報告書の概要を入れる必要があるともいます。県の責任を明記するという意味です。
p 4	ア 埋め立て容量	ア 埋め立て容量と帯水層との関係 許可容量の1.8倍の埋め立て量が違法であることを明記する。
	イ 埋め立て廃棄物の構成	90:10という廃棄物の割合（許可品目外が10%程度）というのはどこがオーソライズした数値でしょうか。ここでも違法な廃棄物の埋め立てであったことを明記すべきです。ドラム缶、一斗缶等についてもこの部分に記載すべきです。
	エ 違法埋立	タイトルは <u>違法埋立の詳細</u> とし、これまでの掘削調査等の結果から明らかになった内容であることを明記する。
p 25	(3)対策工法の比較検討	ここで再度6案併記しても委員会での議論や各委員の意見がわかりません。もっとも十分な比較検討の議論をしていないのが実態ではありますが、少なくともそれぞれが意見を提出しているので、その内容が反映されるべ

ページ	標題、行数	意見(加筆、修正、削除または疑問となる事項)
p27	既存構築物への対応	<p>きだと考えます。</p> <p>確認ですが、B、C案について、処分場内の構造物、工作物、設備等(焼却炉等)については、どうなるのでしょうか。A案はいずれも除去が前提となっていますが、BC案では事務所等の解体撤去のみとなっています。焼却炉の解体撤去は20年度に実施される予定と理解してよろしいでしょうか。現場での洗浄浄化は不可能ですので、その点をふまえておく必要があります。</p>
p30	RD処分場において実施されるべき対策工について	<p>白紙で出されたことはそれなりに理解しますが、少なくともこれまでに委員が示した意見がどこかに反映されなければなりません。議論の経過も重要です。</p> <p>いずれにしても、あと2回(最終回は答申のためその時点でまだ議論しているわけにはいきませんから)の委員会で議論し、まとめられることになるのですが、時間が限られていることは間違いありません。</p> <p>委員としての責任を果たすためにも私どもはあえて、前回、委員提案骨子を提示しました。今のままでは、6案併記というような最悪の事態にもなりかねませんので、あと2回の委員会で十分な議論ができるように議題を絞り込んでいただきたいと思います。</p> <p>経堂が池下流の水銀問題などは、今早急に議論しなくても対策工の検討に支障があるとは思えません。</p> <p>新聞記事によれば、委員会で対策工の提案ができない場合には、嘉田知事が自ら決断するということですが、看過できないご判断です。何のために委員会を設置しこれまで時間と費用をかけて検討してきたのか、という責任が問われます。委員長や委員に責任を転嫁することはできません。</p> <p>また、対策工決定の前提には、地域住民の意向も十分に勘案する必要があり、その点もどこかに記載することが必要かと思えます。</p> <p>現在、委員提案としてこの の部分が提案されていますので、この提案骨子を に組み込んで議論されることが望ましいと思えます。</p>

乾澤委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
2 頁	上から 1 1 行目	「時間の経過とともに、予想しがたい汚染の出現も危惧される。」とは、どういうことか。
2 頁	A - 2 案の概要	<p>「掘削ヤード及び選別ヤードに大型テントを設置し、掘削および分別したうえで埋め戻し・・・」</p> <p>とありますが、A - 1 にも共通することですが、テントの設置目的は廃棄物の飛散・悪臭防止・有害ガスの放散防止等のためにされるものであり、テント内は密閉性が必要とされることから、密閉機能を満足できるテントの設置ができるのか。地盤支持力についての問題はないのか。作業エリアの移動に伴いテントの移動の可能な構造とされるのか。また、可燃性ガスの噴出による爆発の危険性や作業員の健康被害・安全対策等についても問題はないのか。</p> <p>廃棄物層の埋め立てが約 2 0 m あることから、掘削後の埋め戻しについて盛土の安定勾配を考慮すると、現実的に 1 6 分割で良いのかの検討も必要と考えます。</p>
6 頁	したから 1 0 行目	<p>「栗東市への責任追及と費用負担要請」</p> <p>とありますが、どのような法的責任と費用負担責任があるのか明確に願いたい。</p>
6 頁	3 - 2 他の案の課題（A 案）	<p>「原地形から大幅に盛り上がった現在の処分場地形に戻す・・・」</p> <p>とありますが、A - 1 案の資料をみてもその様なことは書かれていません。A - 2 案と同様に周辺平坦部の高さで埋め戻しと理解しています。</p>
7 頁	上から 5 行目	<p>「好気性環境を維持する・・・この方法は・・・。」</p> <p>とありますが、B - 1 案については浸透水等の汲み上げによる水位変動を利用した準好気性環境にするものであり、安定化に長期間を要する課題は残りますが、準好気性環境による廃棄物の安定化については実現可能ではないのか。</p>

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
7頁	上から8行目	「水位調整は非常に難しく・・・」 とありますが、揚水井戸等での水位制御については、現在においては汎用技術であると考えますが。
8頁	(D案)	「埋め立ての状態から、・・・・・・だけを撤去しても対策にはならない。」 とありますが、具体的な検討はまだされていませんが、有害物等の除去についての総合的な考え方についてはこれも一つの方法だと考えています。

尾崎委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
P22	(3)汚染地下の…	<p>汚染地下水については継続的なモニタリングが必要と考えられるので以下の加筆が必要と考えます。 「…適切な措置を講じる」</p> <p>「…適切な措置を講じるとともに、<u>継続的なモニタリングにより監視していく。</u>」</p>
P23	4(1)対策工実施の基本方針(全体)	<p>対策工実施にあたっては今すぐにでも行う必要がある緊急対策とその後の恒久対策に分けて実施すべきことは大方の委員の意見が一致していると理解しています。基本方針ではこのことをふまえて記述すべきではないでしょうか。</p>
P23	4(1)対策工実施の基本方針	<p>対策工の内容、終期は、最終処分場の閉鎖や跡地利用とも関連するが、この点が明確ではありません。文章中の「将来においても支障等を生じないことが確認できる時期」とはどのようなことが確認できた時期でしょうか。施工後の長期間のモニタリングで支障がみあたらなかった時期でしょうか。また、「原則とする」の意味は何でしょうか。</p>
P23	4(2)対策事業の実施範囲	<p>経堂池やその下流などの底質や水質汚染がR D最終処分場に起因するかどうかは確定されていないものの、その可能性は高いと考えられます。もしR D最終処分場に起因することが今後明らかになれば、これらの支障除去も対策事業の実施範囲にすべきと考えます。</p>
	表2,4(1)	<p>「焼却炉の解体撤去」がA-2案にのみ記載されているのは疑問です。他の案でも選択肢であるはずと考えます。</p>

尾崎委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
P3	の水処理部について	<p>活性汚泥法を提案されているが、CODが高い場合でも易分解性のものは少ないと予想され活性汚泥法の有効性は疑問です。また、有機塩素化合物などの有害有機物に同法は不適であることから、再考されるほうが良いと考えます。ばっ気による揮発性物質の放出は行うべきでなく、行うなら揚水ばっ気時にガス成分の吸着、光分解などを行う方策が望ましい。また、生物処理でリン酸を加えることは富栄養化を助長することになり望ましくありません。（再度の処理が必要になる。）</p> <p>凝集沈殿や生物処理で処理できるかどうかは水質に依存し、有害物質を扱う場合は不十分と考えたほうが良いでしょう。有害物質含有水の水処理専門家の意見を聞き、しっかりとした案でないと危ういと危惧します。</p>
P2	焼却炉の解体撤去	<p>答申素案にあるように、早急な解体撤去が必要です。一方、現場での洗浄除去（通常は解体して、洗浄後に搬出する）が無理かどうかは今一度検討の必要があります。運搬のための洗浄を行わない無理な搬送や解体や、高濃度のダイオキシン類の運搬は却って汚染を拡散し、危険な場合もあります。十分に注意して行う防塵建屋内の解体であっても、一部のダイオキシン類の飛散があるので、そのような部分も含め安全な方策を総合的に検討する必要があります。（なお、ダイオキシン類を含む粒子状物質の洗浄は水で行うことになっています。）</p> <p>また、濃度にもよるが、他所への運搬は引き取り先の有無、及び運搬の問題、受け入れ地と周辺的安全から多くの問題があることは経験済みのことです。</p>

梶山委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

(全般的意見)

最初に

本来、あって然るべき検討項目が多数欠落している。「答申」として完成度の高いものを目指すよりも、対策工としての「結論」の確定を先行させるべきであるから、以下に指摘する「項目の欠落」を答申において全て補うべしと云う趣旨ではない。しかし、できる範囲で項目に加えるべきだし、少なくとも対策工の確定に際して議論すべきであるという趣旨である。

なお、「結論」に相当する「対策工法の選定」あるいは「緊急対策」「恒久対策」に関する記述がないが、これは、当然この部分をこれから明示するとの前提である。「結論部分」のない答申は、答申として無意味なので、そのような答申案には絶対に賛成できない。念のため。

法的問題に相当する「項目」がない。例示する。

- 「県の責任と対策工法、廃棄物除去範囲との関係」
- 「検証委員会の報告を受けて・・・対策工法との関係」
- 「廃棄物焼却炉の撤去解体と費用負担に関する法的検討」

費用負担者に関する検討項目がない。例示する。

- 排出事業者に対して費用負担を求められる場合とその見込み
- 土地所有者に費用負担が求められる要件とその見込み
- 土地所有者以外に費用負担が求められる要件とその見込み
- 廃棄物の違法埋立又はその教唆者、扇動者に対して費用負担が求められる要件とその見込み。
- 栗東市に対して費用負担を求める法的根拠についての検討とその見込み

特措法又は廃棄物処理法の支援制度の適用を受けるための要件の検討がない

- 特措法の適用を受けるための要件及び時期的問題
- 支援制度の適用を受けるための要件及び時期的問題

対策工法を施工するに際しての周辺住民への配慮、法的障害の有無及びこれらの問題に関する検討項目がない

- ・対策工法を施工するに際して、近隣住民や下流域の住民に多少とも被害が生ずることは不可避であるが、これら住民に施工を反対され、あるいは工事禁止の訴訟を提起される可能性について、如何なる対処をもってこれらの障害を乗り越え、また、住民に対する被害の補償をも含んだ住民協定等の締結を視野に入れて検討すべきである。
- ・R D処分場に関する所有権を取得せずに県が対策工法を施工することに現在及び

将来にわたって問題は生じないか。その根拠は？

- ・県が事実上大枚の公金を費消して跡地利用を可能にしたのに、その所有権を取得しないことに関して、公金の無駄遣いにならないか。それは住民監査請求や住民訴訟での対象にならないか。

以上の全ての項目が直接に諮問事項としての対策工法の選定等に関わるわけではないが、「現実的な選択」という意味では多少とも関わりがあり、また、緊急且つ不可欠な検討事項も存在する。

なお、委員長のいう「措置命令において全量撤去を命じうるか」というのは全く問題ない。また、「措置命令の可能範囲」の問題と「全量撤去が法的に可能か」という点とは厳に区別すべきである。

措置命令は行政代執行の要件であるが、措置命令の範囲を超えて対策工を施工することは、「県民の財産・生命身体の保全のための必要性・緊急性」等の要件が整えば、首長の裁量範囲である。

答申は、委員会の本来の職務であるから、事務局が委員会からの依頼もなく、また、委員長の指示もないのに、素案を作るのはそもそもおかしいのである。せめて、委員長に対して、「事務局で素案を作成しようと思うがどうか」ぐらいのことは聞いてからやるべきであった。

「各論的意見」については、既に事務局が、「対策工等に関する各委員のご意見」第12回対策委員会資料4としてまとめているのではないか。これの「蒸し返し」又は「二重手間」になるのではないか？

答申の記載の順序としては、最も重要な「結論部分＝推奨される対策工法」をまず最初に記載し、その後「結論に至る理由」を項目立てして書くべきである。

(各論的意見)

十分に検討する時間がないので、とりあえず目についた点のみ記述しました。他にも多々あると思いますが、それはおって機会があれば述べます。

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
1	下から3L	県民特に周辺住民の十分に理解を得られる実施計画を策定・・・
4	6L以下	「このことから浸透水は両帯水層に漏水していると推定される」 直接接していれば漏水は不可避（确实）、かつ、接していなくても「漏水」は必ずある。 溶出試験で基準値を超えて検出されなかったことに余り意味はないと考えるが、これに関する記述を残すのであれば、「溶出試験の試験方法」「有害産業廃棄物の

		基準値」の意義を書いておくべき。「土壌溶出量基準」についても同じ。これは、何の基準をいつているの？ 土壌汚染対策法で求める方法は「含有量試験」というべきではない。
5	その他	浸透水の汲み上げ採取管の位置・深さを明記。
6	覆土状況	図の凡例が不明瞭。「覆土」の厚さ・転圧の有無についても記載されたい。施工の時期も。そもそも「最終覆土」として施工されたものか、「覆土」としての技術基準を満たしたのものかについての記述も必要。
8	難透水層の透水係数	粘土層は「室内透水試験」のみと思われるが、「現場透水試験」と「室内透水試験」では、測定値に大きな違いがあることは少なからず経験することである。これは、いわゆる「ミズミチ」や「裂か」の存在等が影響すると云われている。したがって、室内試験の結果だけで「十分なしゃ水性能」は言い過ぎである。 加えて、例えば、 10^{-6} cm/secとすると、年間に約30メートル浸透するのである。粘土層の厚さを論じないでやはり「十分なしゃ水性能」というべきでない。 層厚が確認されている箇所は記載する。1箇所のみ？
8	浸透水の状況	前々から疑問に思っていることだが、「浸透水」の採水位置・深さによる「資料としての代表性」はどのように担保されているのか？ 水処理施設において処理している污水の「集水域」「集水方法」「集水量」「浸出水又は浸透水に対する割合」等が明らかにされず、水質のみを論じても余り意味がない。
10	浸透水の基準超過	浸透水の法令基準項目 + B , F しか測定していないのはまことに残念。浸透水基準がもともと緩すぎるのに、この汚れ方はひどい(これは感想)。
11 ~ 13	地下水の状況	「地下水」は「環境の一部」であって、湧水・井戸水等に転化するものであるから、この段階では「農業用水基準」や「水産用水基準」との比較検討も必要である。 汚染フロントの拡散領域とその速度という観点では溶解性が高く、かつ、土壌吸着性の低い塩化物イオン、硝酸亜硝酸性窒素による評価も必要である。 ヘキサダイアグラムによる評価は理解できるが、Mg やCaとNaやKとでは、地下帯水層中での移動しやすさに差があるので、ダイアグラムの形状だけで判断すべきではない。端的にNa + Kで見ればよい。
14 ~ 15	地下水の流動方向	「一斉測水」といっても地下水涵養にはタイムラグが

		<p>あり、しかも井戸によって、そのタイムラグが異なるので、むしろポイントを絞って24時間の常時連続水位測定が必要であった。そのようなデータがないのであれば、しかたがない。</p> <p>単孔式流動測定は、むしろ地下水位測定による流動方向推定の短所を補うもので、これと地下水位による流動推定との齟齬があれば、その点の検討が必要になる。</p>
16	ガス・地温の状況	<p>VOC測定器の規格・測定範囲は？これはPID方式によるものか？これらの測定を、処分場境界付近の「環境測定」として常時（24時間モニタリング）やっておくと「そらまめ君」（http://soramame.taiki.go.jp/）のデータ（特にNMHCのデータ）と比較して処分場からの周辺環境へのガス排出の影響がリアルタイムで把握できる。滋賀県内では逢坂測定局で当該時点から連続7日間のデータを常時見ることができる（http://kafun.taiki.go.jp/soramameGraph/GraphWeek.asp?MstCode=25201510&Komoku=07）。</p> <p>ガスのように濃度変動が大きいものに関して、測定頻度が余りに少なすぎる。処分場境界付近での環境測定がなぜないのか？硫化水素のみをスポット測定しても意味がない。</p>
17～18	焼却炉の状況	<p>南側焼却炉は全体に著しく腐食が進んでいることを記載すべきではないか。</p> <p>灰出しピットからの有害物質を含んだ汚水漏出の蓋然性が高い。</p> <p>特別管理廃棄物としての管理がされているわけではないから、当該基準を下回っていると記載することに何の意味があるの？</p>
19	周辺のガス 経堂池 水質調査 底質の状況	<p>私の経験では、「環境大気」のガス濃度の変動は著しく、43日間の連続測定（ハイボリュームサンプラーによる毎日測定）で最大/最小比が570倍に達していた。だからスポット測定では何も分からないし、まして、硫化水素のみ測定しても処分場の影響は評価できない。</p> <p>経堂池のデータは明らかに処分場の影響を受けていると評価すべきである。</p> <p>公共用水域の環境基準と云うが生活環境項目については「類型指定」のどの類型と比較しているのか？測定頻度が少なすぎるが、環境基準超過の有無よりも「経年的悪化」の有無が重要である。重金属やダイオキシン類のように足の遅いものではなく、足の速い基準外項目（</p>

		<p>EC、塩素イオン、ナトリウムイオンなど)で経年悪化の有無を検証すべきであった。</p> <p>農業用水基準や水産用水基準との比較も大切。「環境基準」との比較が有害物質項目に偏っているが、「生活環境項目」との比較が重要。</p> <p>ビスフェノールAの測定範囲が「国の報告の範囲内」であるとの記述の意味は不明。国の報告も「ピンキリ」なので、その範囲内にあるから問題ないとは決して云えない。コントロールデータとの比較が必要である。</p>
20～21	生活環境保全上の支障又はその生じるおそれ	<p>これについては、「第12回対策委員会」資料4に自分の意見としてまとめられているので、これを引用する。しかし、一々読んでもらえないと思うので、若干補足する。</p> <p>年1回程度の水質調査で「経年悪化」の有無が分かるはずがない。水質の年間変動・降雨等による変動・季節変動などを年間を通じて押さえなければ何も分からない。経堂池に関して「生活環境保全上の支障が生じていない」とは到底云えない。</p> <p>特に「健康項目」で経年悪化を判断するのは危険。</p> <p>処分場内から発生する「有害ガス」の測定項目、測定頻度も貧弱きわまりないので、結論が出しにくいのが、これだけ貧弱な測定でも硫化水素等は十分出ているので影響は当然ある。問題は、影響を「過小評価」していると思われるのに、データが貧弱すぎてその点が不明確なことにある。</p> <p>汚染地下水の流出による影響はデータを見る限り極めて深刻、かつ、流速が速いので即刻対策が必要な状況にある。</p> <p>廃棄物の周辺への飛散調査には、法的基準はないが「降下ばいじん」の測定が効果的なので、対策工の期間中も含めて、測定地点を決めて継続的に取り組むべきである。</p>
22	生活環境保全上の目標	<p>これについても、前記資料4にまとめられているのでこれを引用する。若干補足する。</p> <p>ここで述べられている(1)～(6)の対策は、いずれも「緊急対策」として位置づけるべきものである。すなわち恒久対策は「全量撤去」であるから、恒久対策が完遂された後は、これらの対策はいずれも不要となる。</p> <p>「将来にわたって支障が生じないこと」が目標であるから、当該測定時点でのデータのみを「基準」と比較す</p>

		<p>るだけでは意味がないのである。「将来において支障が生ずるか」という意味では、第1に、「処分場の影響を受けているか」「経年的悪化が認められるか」の2つの視点で評価すべきである。</p> <p>上記意味では、「全量撤去」しか、「支障除去の目標」を達成する方法はないというのが論理的帰結である。</p> <p>「老朽化した焼却炉の解体を含め」とあるが、老朽化した焼却炉については「解体撤去」しかないであろう。</p>
23	基本方針	<p>この部分は抽象的文言の羅列が多いので、可否は云いにくい。例えば「早期解決」とは何か？72万リ्यूベという日本最大規模の汚染地帯による影響を除去するのが容易にかつ迅速にできるはずがない。速いに越したことはないが、「拙速は避ける」という原則も重要。</p> <p>特別措置法だけでなく、「支援制度」(廃棄物処理法19条の8、19条の9)をも視野に入れるべきである。</p>
25～29	対策工法の比較検討	<p>後述のように委員提案はその内容が既に変更されているので、「変更後」のものを記載されたい。また、今後さらに微修正があり得る。トータル費用も変わってくることも後述のとおり。</p> <p>全量撤去以外の場合の「ランニングコスト30年」はあり得ない。短すぎる。「永久に」が正しい。それではランニングコストが出せないというのであれば、一応100年で出したらどうか。</p>
30	実施されるべき対策工	<p>この部分は報告書(又は答申)の冒頭に載せるべきである。まず「結論」「それから理由等」「それから事情、経緯」である。重要なことから先に書く。</p>

梶山委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
		<p>この提案については、提案者の1人として、全般的な留意点(提案を読むに際して、留意して欲しい点)のみについて述べておく。</p> <p>事務局案に記載されている「委員提案」と「今回提出した委員提案」とは既にその内容が一部異なっている点に留意されたい。</p> <p><u>埋め戻しに外部からの土は一切持ち込まない。</u></p> <p><u>6分割ではなく、16分割とする。</u></p> <p>埋め戻し後の地形は、廃棄物埋立前の地形に戻すことを原則とする。</p> <p>搬出後の廃棄物の埋立処分場は大阪湾フェニックスに限定せずに検討する。</p> <p><u>以上により、相当額の費用負担の軽減が可能と考えているが、現段階ではその試算はしていない。</u></p> <p>さらに、「今回提出した委員提案」に関しても若干の修正点が提案者同士の間では話し合われているが、その点は、今回各委員からのご意見を伺ってから一括して検討したいと考えている。上記費用負担の軽減分についても同様である。</p> <p><u>なお、高谷清氏から、先日新たに対策工に関する文書が提出された。この文書が、高谷清氏個人の提案なのか、栗東市の調査委員会の提案なのか、文面自体からは明確でないので、前回の「委員提案」における「高谷案批判」部分を書き直すかどうかは、上記の点が明確になった段階で検討する。</u></p>
		以上

木村委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
標題等		「R D最終処分場」を「R D安定型最終処分場」と標記すべき
P29	工期について	「廃棄物の全量撤去」（A - 1案、A - 2案）に工期がそれぞれ約16年、約13年とされているが、全量撤去を原則として、工期にこだわるべきでない。（単年度単位で可能な限り実施し、全量撤去を目指していくべきで、工期で判断すべきでない）
対策工	全量撤去について	委員提案（骨子）、A - 1案、A - 2案についてであるが、「全量撤去」ではなく、「許可品目外の不適正処理物をすべて出す」という考え方にすべきである。

木村委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
P6		「経営者個人および元従業員に対する責任追及」を「経営者個人、元役員および現場責任者に対する責任追及」に修正すべきである。

島田委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
p.29	表2.4(4)	産廃特措法の適用との関係については、適用期限だけではなく、各対策工法で対象となりうる事業の範囲とその経費を示しておいてはいかがでしょうか。 （理由：国の制度による財政支援の適用範囲と県の独自事業とならざるをえない部分を可能な限り明らかにするため）

竹口委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
P.1	はじめに 14行	「県民の理解を得て」の後に 「また周辺住民の多くが求めている有害物質の全量撤去に向けて」と加筆
	はじめに 16行	「周辺住民の不安が1日も早く解消することを期待する。」を「周辺住民の安心が得られるよう1日も早く解決することを期待する。」に修正
P.5	その他 8行	「当該対策を完了した。」の後に 「しかし、市No,2観測井戸からpH9.3～pH10.35で推移しており、いまだ原因物質が除去されていないと思われる。」と加筆
P.30	R D最終処分場において実施すべき対策工について	A - 2案が最適と思います。

田村委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
4	工 違法埋立 深堀是正箇所 ～最終行～	意見 基準を超える鉛が検出されたため、「当該廃棄物を粘性土で覆い埋め立てを行った」と記述されているが、いくら粘性土で覆い埋め立てたとはいえ、基本的に安定型処分場に「鉛」を埋め立てることが、違法であることは明確であり、許認可権者である県が「粘性土で覆い埋立てを行った」ことに対して、誤解を生むことも考えられるため、「粘性土で覆い埋立てを行った」理由を明確に記すべきと考える。
20	(2)廃棄物の飛散・流出による支障のおそれについて ～4行目以降～	意見 左記の文章中、「鉛」が出てくるが、この「鉛」は、上記の「鉛」も含まれていると考えてよいか？
22	(2)廃棄物の飛散・流出による支障またはそのおそれの除去 ～1行目～	意見 ここでは、「覆土のなされていない処分場中央の区域...」と限定されているが、意見 で述べている内容から「粘性土で覆い埋立てを行った」場所については、少なくとも有害物を特定できる箇所であり、明らかに「違法埋立」と「有害物の露出・流出等」という支障があることから、「粘性土で覆い埋立てた」場所の鉛を除去することも目標に掲げるべきと考える。
29	経費 A-1案～C案	意見 コストについての算出根拠をできるかぎり具体的に示しておくべきではないかと考える。 また、未計上のコストについても、おおよその金額だけでも示せないものか？

田村委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
10	4 . むすび ～下から5行目～	<p>・「本来 ～ 十分とはいえなかった。」までについては、基本的に対策工についての委員提案（骨子）である以上、委員会運営のあり方についての評価は必要ないと考えられる。</p> <p>また、対策委員会自体もまだ終了したわけではないため、総括的な表現については時期尚早と考える。</p>

當座委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）						
0 ページ	目次	このページにおいても、委員会の名称（RD最終処分場問題対策委員会）以外のところでは、RD安定型最終処分場問題と言う様に“安定型”という文言を入れる。（加筆）						
1 ページ	はじめに 2 行目 1 5 行目～	ディエンジニアリング <u>安定型</u> 最終処分場における（加筆） 8 年が経過するRD安定型最終処分場問題を解決する為に具体的な対策工が着手され、対策が講じられた結果、安定型処分場の廃止基準がクリアされ、跡地利用が可能になり、周辺住民の不安が 1 日も早く解消し安心出来ることを期待します。（修正）						
2 ページ	標題	RD <u>安定型</u> 最終処分場問題について（加筆）						
3 ページ	表2.1 処分場の現状把握の調査の... (県)廃棄物・土壌 表2.1 硫化水素等ガス 表2.1 硫化水素等ガス	滋賀県が実施した、平成17年 9 月30日実施、ドラム缶調査 ドラム缶の内容物と廃棄物土を分析していますので表に入れて下さい。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">調査年月</td> <td style="text-align: center;">調査名</td> </tr> <tr> <td>H12.6.15</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">吸引ガス処理装置における (地下)ガス調査</td> </tr> <tr> <td>H13.4.24</td> </tr> </table> 項目等 (H12.6.15) ベンゼン、スチレン等 (H13.4.24) テトラクロロエチレン等11種類、計量測定 (25種類のガス名判明。150種類のガスの存在判明)	調査年月	調査名	H12.6.15	}	吸引ガス処理装置における (地下)ガス調査	H13.4.24
調査年月	調査名							
H12.6.15	}	吸引ガス処理装置における (地下)ガス調査						
H13.4.24								
	表2.1 硫化水素等ガス	H11.12～H12.8 7月だと思っております...（修正） 調査名を処分場全体表層ガス調査とする （硫化水素ガスを削除）						

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
4 ページ	<p>(1)廃棄物の埋め立て状況</p> <p>ア 埋め立て容量（ 3 行目）</p> <p>イ 埋め立て廃棄物の構成</p> <p>ウ 廃棄物土の分析(1 行目～ 3 行目)</p> <p>(4 行目)</p> <p>エ 違法埋立 西市道側平坦部</p> <p>深掘是正箇所(3 行目)</p>	<p>意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）</p> <p>(加筆)...の約1.8倍の714,000m³と推定される(申請時計画を超過する埋め立て廃棄物の推定層厚図を参照) 推定層厚図を付加</p> <p>(修正)今まで調査したボーリング地点でのボーリングコアの調査結果から、概ね廃棄物の構成は全体のコアの90% (体積比) を...。 また、掘削調査によると、廃プラは15cm以上で巻いたものやシートなど大きいままのものが多く、ゴムくず、陶磁器くず、がれき類の4品目以外に、ドラム缶や木くずがかたまって埋められていた。医療系の廃棄物(ビン)が一部でかたまって見つかると、他の調査場所でも埋め立てられていた。</p> <p>溶出試験では、有害産業廃棄物・<u>検定試験</u>の基準を超える... (加筆) <u>テトラクロロエチレン・ベンゼンおよびカドミウム</u>が検出された。(<u>有害産業廃棄物ではなかったが管理型で対応する廃棄物ということになる</u>) (加筆)</p> <p>また、...ドラム缶の周辺では、(<u>土壌汚染対策法の基準は、処分場では適用されないが</u>) 一部の土壌からフッ素が土壌溶出量基準を...。(加筆)</p> <p>(加筆) 木くずがかたまって埋め立てられていた箇所(ブロック)があった。</p> <p>量試験では、<u>土壌汚染対策法の基準は処分場では適用されないが</u>、150mg/kg (<u>土壌汚染対策法の含有基準</u>) を超える鉛が検出されたことから、当該廃棄物 (<u>5,000m³</u>) を粘性土で覆い埋め立てを<u>行わせた</u>。(加筆・修正)</p>
5 ページ	<p>その他 (1 行目)</p> <p>(2 行目)</p>	<p>浸透水では...浸透水の<u>廃止基準</u> (維持管理基準) 等を</p> <p>(<u>ヒ素、鉛、ホウ素、ダイオキシン類、総水銀、フッ素、カドミウム、ベンゼン、PCB、COD、シス-1,2-ジクロロエチレン</u>) が検出されており、...含まれている。(P.10表2.3を参照)</p>

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
7 ページ	（ 7 行目） （ 3 ）地質等の状況 （ 1 行目） 表2.2 地層・帯水層区分	動させるとともに、平成14年10月末に築堤を造り浸透水の汲み上げ...設置を行った。その後、モニタリングするが、水処理施設が稼働してないともあり、高アルカリ状態が続いている。 今回の追加調査で、処分場および周辺における... （加筆） Ks3層 （記事）廃棄物の埋め立て範囲内では...確認できなかったとなつていますが、深掘り工事の際にも確認できたと思います。（疑問？） 今回の追加調査（掘削調査）の ブロック - 1でもKs3が確認されています。
8 ページ	表2.2 イ 浸透係数	表2.2 RD安定型最終処分場周辺の...一覧表 <u>追加調査での孔内現場透水試験の結果</u> （加筆）
9 ページ	（ 4 ）浸透水の状況 ア 浸透水の分析状況(下から 7 行目) ア 浸透水の分析状況(下から 6 行目) イ 浸透水の流動方向（ 2 行目）	廃棄物処理法上の基準と 地下水の環境基準の項目（標題）の削除 浸透水では、ヒ素、総水銀、鉛...ダイオキシン類が廃棄物処理法に定める安定型最終処分場の浸透水の廃止基準（維持管理基準）を超過して検出された。 イ 浸透水の水位と流動方向（加筆） ここに存在し、廃棄物がつかっている。 継続監視の結果からは変動が最大 2 ~ 3 mあります （修正） 季節変動という言葉を使える程時間がたっていない短期的（1ヶ月間）には降雨の直接的な影響を受けているのか、いないのかわかるデータを示して欲しい。
	（ 5 行目 ~ ）	ていることが確認された。浸透水は工業技術センターの

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
10ページ	イ 浸透水の流動方向 表2.3 浸透水の基準超過項目	<p>意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）</p> <p>方にもにじみ出ている。（栗東市のモニタリング調査より）</p> <p>平成19年以前に栗東市によって行われた連続水位測定の結果も記載して下さい。 流向に関しても記載して下さい。</p> <p>（削除）表から平均値を削除する。 検出範囲と基準超過頻度を表にする。 観測井 B-2、B-3、B-4、C-3、D-2に関しては、横に（掘削時）と付け加えるか、今は浸透水の観測井として存在しないので表示の文言を考えて下さい。 検出値が基準値と同じ場合の色分けもしてほしい。</p>
11ページ	(5)地下水の状況	<p>最終処分場の周縁および周辺地下水等の汚染状況を把握するために県は周縁等に県 1～県 4、県 9の観測井を設け（平成13年）、有害物資等（農薬項目を除く）28項目の調査を継続している。（平成15年9月～）県 1～県 3は概ね年4回の調査を行い、県(新) 9は18年度から年4回調査をしている。</p> <p>栗東市は最終処分場周辺に市 1～市 10の観測井を設け、年2回～6回、ヒ素、総水銀、シス-1,2-ジクロロエチレン等検出されるおそれがある有害物質等の調査を継続している。（平成13年6月～）18年度から市事前 2、市事前 7を追加している。</p> <p>なお、市は、県 1～県 4の観測井についてもモニタリング調査をしている。</p>
11ページ	(5)地下水の状況 1行目から3行目 ア 地下水の分析	<p><u>追加調査</u>において滋賀県が処分場内に5箇所、処分場の周縁および周辺に11箇所...単孔式地下水流行流動調査を実施した。</p> <p>また栗東市が処分場周辺に2箇所の観測井を設置し、地下水の水質分析を行った。</p> <p>これらの調査結果を（モニタリング）観測井別にまとめ図2.4に示した。</p> <p>地下水環境基準と汚染帯水層（平成13年～ ）を削除する</p>

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
	<p>状況 地下水環境基準 と汚染帯水層(平成 13年...)</p> <p>(5)地下水の状況 ア 水質組成から みた地下水質</p>	<p>意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）</p> <p>「ア 地下水の分析状況」を「ア 地下水帯水層別有害物質検出状況」に修正する。</p> <p>沖積層（処分場北西側）でCOD、ホウ素が安定型処分場の維持管理基準、地下水の環境基準を超過して検出された。</p> <p>Ks3帯水層（処分場内）で鉛とダイオキシン類が処分場の廃止基準（維持管理基準）を超過して検出された。</p> <p>Ks2帯水層（処分場南東側、処分場内、処分場南西側、処分場北西側）でヒ素、総水銀、鉛、COD、ダイオキシン類、シス-1,2-ジクロロエチレン、ホウ素が処分場の廃止基準（維持管理基準）、地下水の環境基準を超過して検出された。</p> <p>Ks2-1帯水層（処分場南東側）で地下水の環境基準を超過して検出された。</p> <p>Ks1帯水層（処分場内、処分場南西側）で、ヒ素、鉛、ダイオキシン類が処分場の廃止基準（維持管理基準）、地下水の環境基準を超過して検出された。</p> <p>標題 「水質組成（ヘキサダイアグラム）からみた地下水質」の「 」を「イ」とする。 「イ水質組成...」</p>
12ページ	表2.4 周縁・周辺地下水からの有害物質等検出状況	<p>表2.4 <u>処分場内</u>・周縁・周辺地下水からの有害物質等検出状況（加筆する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表2.4の表を検出範囲と基準超過頻度でまとめる。（平均値は外す） ・表2.4の表からろ過分析の結果を削除する。 検出濃度の平均値とろ過の分析結果を載せるという意見があるのであれば、参考値として別の表にまとめて下さい。 ・表2.4のCODの地下水環境基準はないので、表の右端ECの横に項目を移動させて記載して下さい。 ・ECとCODに関して一般的な地下水の目安として、どれ位なのかを（ ）の中に記載してはどうか。例えば、ECであれば（100）とし、CODであれば（5）とすると言う様に。 ・表2.4の一番下の段“地下水環境基準値（安定型処分

ページ	標題、行数	意見(加筆、修正、削除または疑問となる事項)
14ページ	イ 地下水(Ks2帯水層)の流動方向	場維持管理基準) ” を “ 安定型処分場廃止基準(維持管理基準)地下水環境基準 ” に修正 標題を「ウ 地下水(Ks2帯水層)の流動方向および流速」 栗東市の流動方向調査も記載する
16ページ	(6)ガス・地温の状況 標題から1行目 標題から6行目	「(6)地中ガスの状況 (7)地中地温の状況」とに分けて記載する。 (標題)工地中温度の状況 (7)地中温度の状況に修正(加筆)...平成12年処分場内の79地点(深度2m)で表層(加筆)...で測定(平成12年6月、平成13年4月、平成18年および平成19年の4回)した。平成13年4月の測定(KB3地点)では、11種類について計量測定され、150種類のガスの存在が確認された。これらの調査を滋賀県が実施したガス調査一覧(1)と(2)、栗東市が実施したガス調査一覧にまとめた。(RD産業廃棄物最終処分場問題の経過と現状について(平成18年12月)のP.62とP.63の一覧表を付加して下さい。) 平成19年だけでなく、平成11年、平成12年の状況も記載して下さい。
16ページ	イ 可燃性(メタン)ガスの状況 エ 地中温度の状況 下から7行目 下から6行目	最終処分場の現場評価と課題の整理について(参考資料)の「5.廃棄物層内のガスの発生状況について」の中でP.93下から11行目に地中温度についての記述がある。平成12年と平成18年の測定結果と『一般的に、地中温度は大気の年間平均気温に等しいと言われており、滋賀県東近江市の観測所の結果では、平均気温は14.3(2006年)である。...埋立完了後6年間を経た現在も減少傾向は認められない』とある。 ...平成18年には23.1~46.5であった。(この後に『』の文章を加筆して下さい。 平成19年の...箇所(夏場)の平均(加筆)
17ページ	(7)焼却炉内の状況 分析結果:この 標題から6行目~ 7行目	「溜水はダイオキシン類対策特別...排水基準(ダイオキシン類:10pg-TEQ/l)を下回り」この部分を削除。

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
19ページ	(8)処分場周辺の状況	硫化水素の処理施設の稼働期間を明記して下さい。
21ページ	ア 周辺のガスの影響 イ 経堂池 (6)経堂池の底質および水質について	
22ページ	3 生活環境保全上達成すべき目標 (3)汚染地下水の拡散による支障またはそのおそれの除去:この標題から2行目 (4)処分場内の有害ガス生成による支障またはその恐れ の除去:この標題から1行目	栗東市が行った調査結果も記載して下さい。 (加筆)しかし、経堂池の底質、水質のコプラナーPCBの同族異性体構成は、周辺地下水、浸透水のパターンと類似していることから、処分場内の埋め立て廃棄物の影響がないとは言いがたい。 ...地下水汚染の拡大を防止することにより、周縁地下水が廃止基準(維持管理基準)以下となるよう周辺地下水が環境基準以下となるよう適切な措置を講じる。(修正)
22ページ	(3)汚染地下水の拡散による支障またはそのおそれの除去:この標題から1行目	(修正) <u>KS 2 帯水層等の地下水汚染の原因となっている</u>
23ページ	(5)ダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障またはそのおそれの除去:この標題から3行目~ 4 .RD最終処分場における支障の除去の基本方針	炉内のダイオキシンが飛散しないよう、 <u>早急に適切な対策を講じる。老朽化した焼却炉は解体撤去する。</u> 4 .RD <u>安定型</u> 最終処分場 . . . (加筆)

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
	<p>(1)対策工実施の基本方針:この標題から1行目</p> <p> " 3行目</p> <p> " 12行目</p> <p> " 15行目</p> <p>(2)対策事業の実施範囲:この標題から7行目</p> <p>(加筆)</p> <p>5 対策効果の監視・確認</p>	<p>RD<u>安定型最終処分場</u>における支障・・・(加筆)</p> <p>等」という。)を除去するため、<u>又廃棄物処理法を遵守する為、廃止基準(維持管理基準)をクリアできる事も考え、効果的で合理的かつ経済的にも・・・(加筆)</u></p> <p>オ 対策工の終期は、対策工の実施後に支障が認められず、将来においても支障等を生じないことが確認でき、なおかつ廃棄物処理法の安定型処分場の廃止基準を満たした時期を原則とする。</p> <p><u>配慮して支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに...特別措置法を最大限に活用する。(疑問点)</u></p> <p>経堂ヶ池下流の総水銀による地下水汚染は、<u>当処分場が汚染源であるか断定できないまでも、それを否定する材料もないと考えられる。むしろ現時点のデータからは処分場が、何らかの関わりを持っていると推定される。(修正)</u></p> <p>監視委員会を設置して対策の効果の(確認)監視を行い、5年ごとに見直していく。</p>

P37 上段 昭和 54 年～平成 13 年 12 月 26 日までの内容を以下の内容に換える。

(3) RD 安定型最終処分場問題の主な経緯

時 期	経 緯
S54.11.12	産業廃棄物処理施設設置届出（佐野正（個人）、面積：9,781m ² 、容量：60,242m ³ ）
S54.12.26	産業廃棄物処理業（最終処分業）許可（佐野正（個人））
S57.6.24	産業廃棄物処理施設設置届出（佐野産業（株）、面積：9,781m ² 、容量：30,712m ³ ）
S57.7.13	産業廃棄物処理業（最終処分業、収集運搬業）許可（佐野産業（株））
S59.10.30	産業廃棄物処理業変更許可（中間処理業（破碎）の追加）
S60.5.14	産業廃棄物処理施設変更届出（処分場の拡大、面積：23,386m ² 、容量：183,150m ³ ）
S61.12.5	産業廃棄物処理業変更許可（中間処理業（焼却））の追加）
H1.7.14	佐野産業（株）から（株）アール・ディエンジニアリングに社名変更
H3.9～ H4.1	許可区域外の掘削・埋立てについての苦情
H4.2.1	許可区域外埋立等について文書指導
H5頃～ H8.9	産業廃棄物の不適正保管状態（野積み）が継続
H6～7	ばい煙・ばい塵に対する苦情が頻発
H6.9.29	産業廃棄物処理施設設置許可（第 2 処分場の設置、面積：8,652m ² 、容量：59,550m ³ ）
H8.9.7	産業廃棄物処理業（処分業および収集運搬業）の更新許可
H10.5.27	産業廃棄物処理業変更届出（埋立処分終了）
H10.6.2	RD社に対して改善命令発動
H10.7.3	産業廃棄物処理施設設置許可（ガス化溶融炉の新設）
H10.7.3	産業廃棄物処理施設変更許可（第 1 処分場の拡大、面積：35,384m ² 、容量292,943m ³ 、第 2 処分場の拡大、面積：9,276m ² 、容量：122,437m ³ ）
H11.10.12	処分場排水管から硫化水素ガス検出（最大で50ppm）
H11.11.27	栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会設置
H12.1.14	硫化水素発生原因調査において、15,200ppmの高濃度の硫化水素ガスを検出
H12.4.14	経堂池の浄化に係る要望書受理
H12.7.13	県議会において、処分場の実態の解明と有害物質の除去など適正な処理を求める請願が採択
H12.12～ H13.5	地下水および掘削調査の実施
H13.2.1	住民団体よりドラム缶埋立てに係る掘削場所に係る見解書の受理
H13.2.7	産業廃棄物処理施設軽微変更届出（ガス化溶融炉の廃止）、RD社、事業化断念を公表

H13.9.25	R D社に対して30日間の事業の全部停止命令を発動
H13.12.26	P37の内容と同じ

當座委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
2 ページ	2 2 緊急対策としてやるべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・高濃度の鉛による汚染土壌（5000m³）が、粘性土で覆土されて埋め立てられている部分の掘削除去を、緊急対策の中でやることは出来ますか。 ・廃棄物層と地下水層（KS2層）が、接している部分の修復を先に行ってから、恒久対策をとる事は出来ますか。 ・掘削ヤードに大型テントを設置する方がよいとは思いますが、実際設置することは可能なのでしょうか。（心配です。）
3 ページ	周辺遮水壁	部分遮水壁での対応に賛成です。
6 ページ	県財政への負担の軽減に努め...	<p>土地の所有者（RD社および <u>その代表者の親族</u>）に対する 削除された方がよい</p> <p>経営者個人および<u>元従業員に対する責任追及</u> 削除された方がよい</p> <p>排出事業者の責任追及（<u>医師会等</u>）のため 削除された方がよい</p>
10ページ	4 むすび この標題から10行目～12行目	「本来、委員長はそのとりまとめ・・・言えなかった。」の部分は削除してください。

早川委員

R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
1	下から5行目	対策委員会が行った調査では、処分場の実際の廃棄物量が許可量を大幅に超えていること、新たなドラム缶の発見、地下水汚染の実態など、処分場の違法性・有害性が明らかになった。 滋賀県は、こうした重大な環境汚染を未然に防げず、また今日に至るまで何ら有効な改善対策を講じてこなかった責任を深く自覚する必要がある。
	下から2段落目	削除
4	4行目 ア	その処分量は、そもそもの許可容量242,700m ³ の約2.9倍、行政対応検証委員会によって「失当」な「違法行為の追認」と指摘されている平成10年の許可容量401,188
	12行目 イ	なお、性状としては、ドラム缶、コンデンサー、建築廃材、大型プラスチック容器やシートなどのほか、かなりの数の医療系廃棄物が発見されている。
	エ追加	チタン廃トレーの違法埋立について加筆 深堀穴の規模を加筆
16	10行目	硫化水素が地下2メートルの表層部で最大
19	下から5行目	ないとは言い難く あると推定され
20		(1)社会生活を送るうえでの支障のおそれについて 栗東市が行った『生活影響実態調査』によれば、近隣住宅地では、処分場の存在が住民の心理的ストレスを引き起こしている。また社会生活を送る上での支障を訴える声がある。さらに地域イメージの低下、地下の下落などもおそれもある。 以下順番を後回しへ

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
21	(3) 3行目	<p>汚染浸透水・地下水 このため下流側の経堂が池や地下水の利水に悪影響を及ぼしており、実際、滋賀県と栗東市は周辺地域において地下水の飲用を控えるように呼びかけている。</p> <p>原因とする環境基準の超過は認められないものの、処分場の影響は明らかであり、今後水質悪化が進むことが懸念される。また周辺の開発に伴って潜在的な環境悪化要因が急激に顕在化するおそれに留意すべきである。</p>
22	(3)	汚染浸透水・地下水
23	ア	<p>行政対応検証委員会の答申にあるように、事態をここまで悪化させたのは、滋賀県が地域住民の声を度々無視し、信頼関係を構築できなかったことが大きく影響している。そこで、支障除去の基本方針として、地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得の上で問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする。</p> <p>以下順番を後回しへ</p>
30	おわりに	<p>追加 対策委員会は、当初の予定を上回る 回におよぶ本委員会と 回の専門部会を開催し、審議を深め、今回、答申を取りまとめた。最後に、この対策委員会自体の教訓として、以下の点を指摘したい。</p> <p>1. 委員会の独立性 委員会ではなく事務局(最終処分場対策室)が、委員長や専門委員の選任、審議の日程・内容等を差配することが、しばしば問題となった。このRD最終処分場問題は、問題を未然に防げず、また早期に解決できなかった県の責任が絡む案件である。そのことを考えると、委員会の独立性の確保について、配慮が足りなかったことは否めない。</p> <p>2. 行政対応検証委員会との連携 問題の解決にあって、問題の発生要因を知ることは不可欠である。しかしながら、行政対応検証委員会の審議と答申が、この対策委員会に反映されるしくみにな</p>

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
33.34.		<p>っていたとは言い難い。前者の審議を先行させ、それを踏まえて対策委員会が議論し、答申するという手順が理想的であった。</p> <p>3. 情報公開の徹底</p> <p>この委員会は、一般に公開され、HPなどで資料・記録も開示された。また問題所在地に近い栗東市内において説明会を行った。しかし、通常対策委員会の際の傍聴者数は多いとは言えなかった。平日・昼間・大津市内という条件が市民参加を阻んでいたと考えざるをえない。</p> <p>こうした当対策委員会の経験を今後の貴重な教訓として、滋賀県が県民により信頼される行政運営を心掛けられることに期待して、答申を締めくくることにする。</p> <p>各委員の出欠表を付けてください。</p>

樋口委員

R D 最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）＜素案＞に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
28	B-1案 廃棄物の安定化について	有機物の好氣的生物学的安定化には空気と水分が必要となります。必要な空気量、水分量は定量化できない状況ですが、覆土の場合、覆土材料と転圧方法により水分として降水量の10%を供給、90%を雨水排除することが可能です。またキャピラリーバリアーとして覆土の下に排水、排気槽を設けることによる制御も可能です。空気量については5 /m ³ ・分が好氣的環境の維持として必要な空気量という文献があります。また覆土面からの空気供給以外に通気孔（ボーリング孔等）からの空気供給や処理水循環による方法もあります。
	B-2案 廃棄物の安定化について	シート系覆土の場合、水分供給が断たれるので、廃棄物層が乾燥し、安定化が遅延する。このためこの案の場合はシート下面に水分供給パイプ等を敷設する必要があります。

樋口委員

R D最終処分場対策についての委員提案（骨子）に対する意見

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
3	揚水井戸と水処理施設(調整槽を含む)	原水調整槽の後にライムソーダ法によるカルシウム、CODの除去を提案されているが、カルシウムイオンはスケリングを起こすような濃度（500mg/l）ではないと推察される（測定値がないが、工業用水基準でも100mg/l以下）のでここに凝集沈殿を置くならアルカリ凝集沈殿による重金属処理が目的ではないでしょうか？
	同上	生物処理として活性汚泥を想定されているがBODが20～60mg/l程度（一部に230mg/lあり）、COD130～400mg/lと水処理栄養バランスが崩れ、生物難分解性有機物の条件下では污泥管理が極めて難しく、負荷変動によるバルキングを起こしやすい汚水と言えます。（リン酸を加え栄養源としているが、BODが低すぎる）このためどうしても生物処理を行うなら、固定生物方式のほうが安定性が良いと思われます。 揮発性物質を放出させるのであれが原水槽のばっき量を増やし、放出した揮発性物質を回収処理すべきと思います。
	同上 ～	ここでは浸透水基準をオーバーしたCOD、DXNs、鉛、ヒ素等を処理すべきであるため、原水水質から考えて一般的には原水槽（生物処理）弱酸性凝集沈殿 砂ろ過 活性炭 キレート吸着が標準ではないでしょうか？ もしくは高級処理ですがRO膜処理が考えられます。
4	2-3恒久対策としてやるべきこと 7行目	提案では当初の6ブロックから16分割に変更していますが、それでも間口30mとかなり大規模となっています。対策委員会でも発言しましたが、テントは風荷重に対応するためかなりの支持基盤が必要となります。仮に30m×30mでも強固なコンクリート固定工が必要となります。現場の状況から判断して廃棄物盛土上への設置はかなり難しいと云えます。原則、地山に基礎を置くのが一般的です。費用の算出根拠が不明ですが設置、撤去、移動を繰り返すことにより費用もかなり嵩んでくると思います。代替案として、メインドーム（選別ヤード）

ページ	標題、行数	意見（加筆、修正、削除または疑問となる事項）
7	<p>B案 2行目</p> <p>13行目～</p> <p>16行目～</p> <p>下から4行目</p>	<p>は地山に設置し、サブドーム（掘削用）は自走式（キャタピラ駆動により走行移動可）とすることが考えられます。（兵庫県高砂市で埋立再生用としての実機が稼働しています。掘削、選別、積み込みをしながら移動）</p> <p>オンサイトによる焼却炉の洗浄除去は事実上不可能としていますが、焼却炉解体は施設全体をテントで覆い、中で除染、解体を行うのが標準となっています。</p> <p>全国的な古い安定型処分場の～20年以上たって、ようやく下流域に影響が出始めている状況であり～</p> <p>～内部の有機物が分解したあとが危険～</p> <p>上記については一般論として事実なのでしょうか？根拠を教えてください。またB案では遮水壁によりこのような懸念が防止できるのではないのでしょうか？</p> <p>しゃ水壁の劣化が著しく～の具体の根拠を示して下さい。私の経験では施工ミスによる漏水は聞いていますが劣化の事例はまだ報告されていないと思います。過去の施工実績から30年近い機能保持実績があると思います。</p>